

看護小規模多機能型居宅介護の外部評価の流れ

自己評価及び運営推進会議における評価実施の流れ

- 1 すべての職員（管理者を含む）が、従業者等自己評価（別紙3-1）を作成する。
- 2 従業者等自己評価（別紙3-1）をもとに事業所全体のミーティングを行い、事業所自己評価（別紙3-2）を作成する。
※ 管理者や代表者が単独で作成するものではなく、複数の従業者等が参加するミーティングをもとに作成することとし、従業者等自己評価を行った従業者等は、可能な限り参加に努めること
- 3 運営推進会議において、従業者等自己評価（別紙3-1）と事業所自己評価（別紙3-2）について説明し、意見をもらう。
※ 運営推進会議には、利用者及び利用者家族・地域住民の代表・市役所職員（介護認定係）及び市地域包括支援センター職員・提供するサービスについて知見を有する者の参加が必要です。
- 4 運営推進会議で得た意見をもとに、運営推進会議における評価（別紙3-3）を作成する。
- 5 完成した運営推進会議における評価（別紙3-3）を利用者及びその家族に対して送付するとともに事業所のホームページへ掲載、ホームページを作成していない場合は、事業所の見やすい場所に掲示するなどの方法で外部へ公表したうえで日向市介護認定係へ提出する。